

遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分要領

(目的)

第1条 この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に基づく不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に基づく処分基準を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意味は、次のとおりとする。その他、この要領において使用する用語は、法及び行政手続法の例による。

(1) 行政指導

行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。

(2) 不利益処分

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。

(3) 不利益処分等

行政指導及び不利益処分をいう。

(4) 遊漁船業者

法第3条第1項の規定により、広島県知事の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。

(5) 遊漁船業団体

法第24条の規定により、広島県知事の指定を受けた遊漁船業団体をいう。

(不利益処分等の対象)

第3条 不利益処分等については、遊漁船業者及び遊漁船業団体に対して行う。

(行政指導)

第4条 知事は、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、又は違反するおそれがあると認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう必要な行政指導を行うものとする。

(不利益処分の基準)

第5条 知事は、前条の規定による行政指導によっても速やかに改善のための措置を講じない場合であって、遊漁船の利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に支障が生じると見込まれるときは、別表の基準により不利益処分を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく直ちに不利益処分を行うことができる。

(1) 行政指導による改善が期待できない場合

(2) 利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から直ちに改善が必要な場合

(3) 海上保安部署等の捜査により犯罪事実が明白であり、不利益処分を行うことが相当であると認められる場合

- (4) 過去に不利益処分を受けたことのある者が、最後に受けた処分の執行から1年を経過しない日に当該違反等をした場合

(不利益処分内容の加重)

第6条 第5条の規定による事業停止命令の期間（以下「処分期間」という。）について、聴聞の結果等により次表の左欄のような事由があるときには、同表右欄の範囲内において加重することができる。加重した後の処分期間が180日を超える場合は、登録の取消しとする。

なお、加算する処分期間に1日に満たない端数が生じたときは、これを1日とする。

事由	加重の範囲
違反行為を行った日前5年間に不利益処分を受けていた事実があること	60日
複数の違反行為を行ったこと	最も長い処分期間に、他の違反行為に対する処分期間の2分の1の日数を全て加算
違反行為が計画的であること	最も長い処分期間の2分の1の日数を加算
違反行為に対する反省の態度が見られず、業務に対する改善措置が不十分であること	最も長い処分期間の2分の1の日数を加算
違反行為がもたらした結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいと認められるもの	10日

(不利益処分内容の軽減)

第7条 違反行為において、聴聞の結果等により次のいずれにも該当すると認められるときには、不利益処分内容の軽減を行うことができる。

- ア 当該登録期間中において過去に同一の違反行為により不利益処分を受けていないこと
- イ 法令違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努める見込みがあること
- ウ 他に重要な法令違反行為が認められないこと
- エ 被害者の損害が回復されていること

2 不利益処分内容を軽減するときは、次の各号のとおり軽減する。

- (1) 不利益処分の内容が登録の取消しの場合 180日の事業停止命令
 - (2) 不利益処分の内容が事業停止命令の場合 対象となる処分期間の2分の1の日数を減じる。
- なお、算出された期間に1日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業停止命令の始期及び終期)

第8条 事業停止命令の始期は初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(不利益処分の留保)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、司法処分の結果がでるまでの間、不利益処分を留保することができる。

(不利益処分の履行確認)

第 10 条 業務改善命令又は改善命令を行ったときは、改善を命じた事項について、改善報告書を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認する。

2 事業停止命令を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認する。

（不利益処分の手続）

第 11 条 不利益処分に係る手続は、行政手続法及び広島県聴聞等規則（平成 6 年規則第 72 号）の定めるところにより処理する。

（不利益処分の公表）

第 12 条 知事は、第 5 条の不利益処分を行った場合は、その事実を公表する。

（関係機関への連絡）

第 13 条 知事は、第 5 条の不利益処分を行った場合は、必要に応じ、その処分の内容について、関係する都道府県及び海上保安部署等に連絡する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。

2 遊漁船業者に対する不利益処分要領（平成 17 年 3 月 28 日制定、平成 22 年 4 月 1 日改正）及び遊漁船業者に対する不利益処分要領運用基準（平成 22 年 4 月 1 日制定、平成 27 年 4 月 1 日改正）は、廃止する。

3 令和 7 年 6 月 1 日以降、この要領の別表において「懲役」とあるのは、「拘禁刑」と読み替えるものとする。

別表

不利益処分の基準

No	違反の内容	法該当条項	処分内容※	参考（司法処分）	
				内容	法該当条項
1	登録事項の変更届出義務違反	7 条 1 項	30 日	100 万円以下の罰金	35 条 1 項 1 号
2	業務規程の変更届出義務違反	8 条	30 日	100 万円以下の罰金	35 条 1 項 2 号
3	遊漁船業務主任者の選任義務違反	12 条	60 日	100 万円以下の罰金	35 条 1 項 3 号
4	遊漁船業務主任者の職務遂行義務違反	13 条 1 項	業務改善命令		
5	気象情報の収集等義務違反	14 条	30 日		
6	利用者名簿の備置義務違反	15 条	15 日	30 万円以下の罰金	36 条 1 項 1 号
7	周知義務違反	16 条	15 日		
8	標識の掲示等義務違反	17 条 1 項	15 日	30 万円以下の罰金	36 条 1 項 2 号
9	名義貸禁止違反	18 条 1 項	登録の取消し	3 年以下の懲役 300 万円以下の罰金	33 条 1 項 3 号
10	事業貸渡等禁止違反	18 条 2 項	登録の取消し	3 年以下の懲役 300 万円以下の罰金	33 条 1 項 4 号
11	事故の報告義務違反	19 条	業務改善命令	50 万円以下の過料	38 条 1 項 2 号
12	利用者の安全・利益、漁場の安定的利用を害する事実	20 条	業務改善命令		
13	業務改善命令違反（利用者の安全に係るものに限り）	21 条 1 項 1 号	60 日	1 年以下の懲役 150 万円以下の罰金 (法人)1 億円以下の罰金	34 条 1 項 1 号 (法 人) 37 条 1 項 1 号
14	業務改善命令違反（利用者の安全に係るものを除く）	21 条 1 項 1 号	60 日	100 万円以下の罰金	35 条 1 項 4 号
15	事業停止命令違反	21 条 1 項 1 号	登録の取消し	1 年以下の懲役 150 万円以下の罰金	34 条 1 項 2 号
16	不正手段による登録	21 条 1 項 2 号	登録の取消し	3 年以下の懲役 300 万円以下の罰金	33 条 1 項 2 号
17	登録拒否要件（法 6 条 1 項 2 号又は 8 号から 13 号）に該当	21 条 1 項 3 号	登録の取消し		
18	登録拒否要件（法 6 条 1 項 14 号）に該当	21 条 1 項 3 号	60 日		
19	登録拒否要件（法 6 条 1 項 15 号）に該当	21 条 1 項 3 号	60 日		
20	利用者の安全及び利益に関する情報の公表義務違反	23 条	業務改善命令	50 万円以下の過料	38 条 1 項 3 号
21	遊漁船業団体の財産状況、業務運営の改善が必要と認めるとき	26 条	改善命令		
22	遊漁船業団体の改善命令違反	27 条	指定の取消し		
23	報告及び立ち入り検査拒否等	29 条 1 項	45 日	100 万円以下の罰金	35 条 1 項 5 号

※ 処分内容の日数は、事業停止命令の期間を指す。